

大阪市告示第1499号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年11月11日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和6年11月18日（月）	
	令和6年11月25日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和6年11月5日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和6年11月11日（月）	
	令和6年11月18日（月）	
	令和6年11月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和6年11月2日（土）から 同月3日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年11月9日（土）から 同月10日（日）まで	
	令和6年11月16日（土）から 同月17日（日）まで	
	令和6年11月23日（土）から 同月24日（日）まで	

大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 6 年11月 1 日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年11月 2 日（土）から 同月 3 日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年11月 4 日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年11月 6 日（水）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年11月 7 日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 3 時45分 まで
	令和 6 年11月 8 日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年11月 9 日（土）から 同月10日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 6 年11月12日（火）から 同月13日（水）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 6 年11月14日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 3 時45分 まで
	令和 6 年11月15日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで

令和 6 年11月16日（土）から 同月17日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 6 年11月19日（火）から 同月20日（水）まで	
令和 6 年11月21日（木）から 同月22日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年11月23日（土）から 同月24日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 6 年11月26日（火）から 同月27日（水）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年11月28日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 6 年11月29日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 6 年11月30日（土）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）